

学生各位

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止

和光大学医務室

※感染者と濃厚接触した疑いがある場合(同居する家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合などは医務室に電話連絡してください)。

感染の疑いがある場合(確定診断がついた場合も含む)は、症状が治るまで出席停止です。

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法の学校感染症第1種の指定感染症なので、自宅待機し症状が治るか医師の許可がおりるまで原則として出席停止を指示します。感染の疑いがある状況で無理して登校して、学内にて新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置です。

発熱、からげき(痰を伴わない乾いたせき)、のどの痛み等呼吸器疾患症状や味覚・嗅覚の異常がある学生は、未受診でも、「新型コロナウイルス感染症疑い」と判断します。

1日目からこの症状がある場合は、無理に登校せずに、必ず医務室にメールをお願いいたします。

(imushitsu@wako.ac.jp)

医務室や医療者から自宅待機の指示が出た場合は、「健康チェックシート」(和光ポータルからダウンロードしてください。印刷できない場合は、同じ内容の紙面への手書きも認めます)に体温等健康状態を朝晩記入してください。

欠席届の手続きについては、それをもって診断書や病院のレシート等のような根拠資料とします。登校したら、先ず医務室で体調確認をした後、欠席届の手続きを行ってください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらず、世界各国で感染者が増加中です。正確な情報を確認し、感染症対策に努めるようお願いいたします。

*感染症対策

感染を防ぐためには、風邪やインフルエンザと同様に手洗い・うがい・マスク着用といった基本的な対策が有効です。

*海外への渡航について(不要不急の渡航は避けましょう)

新型コロナウイルス感染症が報告されている地域に渡航する際は、最新の状況をご確認ください。日本帰国後に14日間の自宅待機が要請される地域もあります。当該地域から帰国し、2週間の自宅待機を行う場合も医務室にご連絡をお願いいたします。

*電話相談

・厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653 (9時~21時 土日祝日も実施)

*参考HP

外務省海外安全 HP	厚生労働省検疫所 HP	新型コロナウイルス感染症に関する Q&A	帰国者接触者相談センター
			

医務室(G棟1階) imushitsu@wako.ac.jp

電話 044-989-7498